

# 英国での高病原性・低病原性鳥インフルエンザ発生時におけるコンパートメント施設からの種鶏初生ヒナの輸入に係るリスク評価概要

平成 26 年 11 月  
農 林 水 産 省  
消 費 ・ 安 全 局

## 1. 背景

コンパートメント主義とは、疾病発生地域にあっても、高度な衛生管理により、清浄であると認められる特定の動物亜群(以下「コンパートメント」という。)からの輸入を認める概念(別添参考 1)であり、2005 年に初めて OIE コードに規定された。

世界有数の家きん育種企業が所在する英国は、2009 年、同国内における鳥インフルエンザ(AI)及びニューカッスル病の発生下においても遺伝資源(別添参考 2)の輸出を安定的に行うべく、厳格に定められた標準作業手順書(以下「SOP」という。)に基づき平時から高度なバイオセキュリティ対策を講じている家きん育種企業をコンパートメントとして、企業下の各施設をコンパートメント施設として認定するスキームを世界に先駆けて策定した。

このような中、2013 年 3 月、英国当局から、AI 等発生時においても OIE コードに基づき英国当局が認定したコンパートメント(現在、Aviagen 社のみ認定)からの種鶏初生ヒナの輸入を認めてほしいとの要請を受けた。

一方、我が国は、肉用原種鶏の約 90%を英国に依存している状況(別添参考 3)であり、家きんの伝染性疾病の侵入を防止しつつ、海外から我が国への種鶏の輸入を安定化させることは、我が国の食料安定供給の観点からも重要である。

### 英国からの種鶏初生ヒナの輸入条件の検討内容(概要)

平時：全土から輸入可

HPAI\*発生時：全土から輸入停止  
LPAI\*発生時：発生州から輸入停止 ※

※：米国、カナダ、英国、フランス等については、発生州(県)からのみ輸入停止。

英国のスキームに基づき英国当局が認定し、かつ、日本当局があらかじめ認定したコンパートメント(施設)については、一定の要件(※：以下「2」及び「3」)の下で、輸入再開を認める。

防疫措置完了後 90 日以上経過後(清浄性認定後)：全土から輸入再開

【\*HPAI 及び LPAI は、我が国家畜伝染病予防法で規定したものを指す。】

このため、英国での高病原性鳥インフルエンザ (Highly Pathogenic Avian Influenza: HPAI\*)・低病原性鳥インフルエンザ (Low Pathogenic Avian Influenza: LPAI\*) 発生時において「英国のスキームに基づき英国当局が認定し、かつ、日本当局があらかじめ認定したコンパートメント(施設)から、一定の要件下で輸入再開を認める」ことについて検討を行った。

## 2. 英国のスキームに基づき英国当局が認定したコンパートメント(施設)の概要

### (1) 英国におけるコンパートメント(施設)の認定スキーム

英国のスキームは、①コンパートメント施設において平時から管理すべき項目 (CCP) のリスト (別添参考 4)、管理プロトコル (各 CCP に対する衛生管理措置の具体的な実施手段) 等認定要件を規定した法規、②コンパートメント(施設)として認定を受けるための申請や査察などの具体的手続、担当当局及び認定を受けようとするコンパートメント(施設)の管理者の責任等を規定した法規等から構成されている。

英国当局は、これらの法規等に基づき、企業や施設が策定したバイオセキュリティプラン、SOP 等の審査、施設の査察等を行い、実際の施設の認定手続を行っている。

### (2) コンパートメント(施設)

英国におけるコンパートメントは、遺伝資源の維持と他社への種鳥・種卵の販売を目的として種鳥(エリートストック(育種素材基礎鳥、ES)、原原種鳥、原種鳥、別添参考 2)を生産する一連の施設群(農場、孵卵場、集卵センター等)であって、一つの企業下で、平時から共通する高度なバイオセキュリティ対策を講じているものである。

コンパートメントを構成する施設に対する種鳥・種卵の供給は、原則として同一コンパートメント(又は英国当局が同等レベルと判断したコンパートメント)の施設のみから行われる(別添参考 5)。仮に、同等レベルと判断されない施設から供給する場合、検疫・検査によりコンパートメントに属する鳥と同じ衛生ステータスを有することの確認が必要となる。

### (3) コンパートメントにおけるバイオセキュリティ対策(別添参考 6)

コンパートメントにおいては、①コンパートメントを構成する全ての施設において平時から共通の高度なバイオセキュリティ対策が講じられることを目的として企業により策定される各施設共通のバイオセキュリティプラン(包括的 BS プラン)並びに②①を踏まえ各施設毎に策定される HACCP プラン(個別 BS プラン)及び個別 BS プランに基づき作成される SOP に従って、バイオセキュリティ対策が講じられている。これらは、リスク評価に基づき策定される。発生を早期摘発するために実施されるパッシブ・アクティブサーベイランスプログラムも含まれる。

#### (4) 英国のスキームによるコンパートメント施設の認定状況

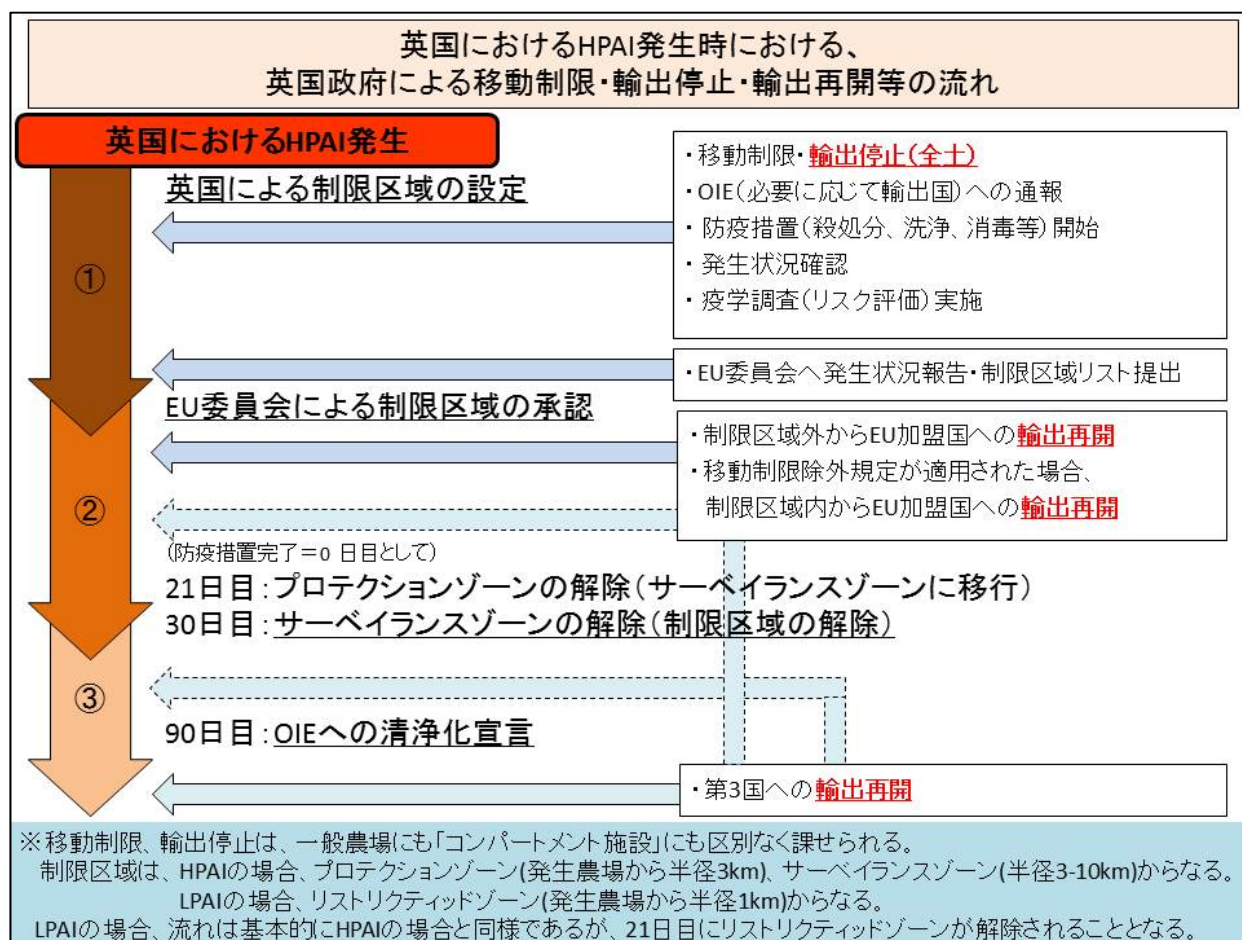
2014年9月時点で認定されているコンパートメント施設は、Aviagen社1社の、エリートストック農場15施設、原原種鶏農場17施設、原種鶏農場22施設、孵卵場2施設、集卵センター1施設の計57施設である。

#### (5) HPAI・LPAI 発生時における、英国当局によるコンパートメント施設の扱い

英国におけるHPAI・LPAI発生時には、英国当局は自らコンパートメント施設も含め一旦全土の施設からの輸出を停止する。また、制限区域(HPAIの場合発生農場から半径10km、LPAIの場合発生農場から半径1km)内に所在する施設は、コンパートメント施設も含め移動制限措置の対象となる。

制限区域内の施設は、一定の条件(検査室検査による発生がないことの確認、厳格なバイオセキュリティ対策の実施等)を満たすことについて英国当局が認めた場合に限って、移動制限措置の除外規定の適用を受けることができる。

なお、コンパートメント施設は、一般農場に比べ、当該条件を満たすことの証明が容易となることから、除外規定の適用を受けやすくなる。



### 3. 日本当局によるコンパートメントからの種鶏初生ヒナの輸入の扱い(案)

(1) HPAI・LPAI 非発生下で、英国当局がスキームに基づき認定したコンパートメントを日本当局が評価・認定する。(企業単位で認定)

また、日本当局が必要に応じて施設を査察する権限や、認定施設に関して必要な情報の提出を求める権限を有する仕組みとする。

(2) 英国での HPAI・LPAI 発生時には、日本当局は一旦全土(LPAI の場合発生州)からの輸入を停止する。

(3) コンパートメントを構成する施設において HPAI・LPAI が発生した場合、全てのコンパートメント施設からの初生ヒナの輸入再開は認めない。

(4) 一般農場において HPAI・LPAI が発生した場合、英国当局から提供される情報に基づき日本当局が発生状況等を確認した上で、一定の要件の下、コンパートメント施設からの初生ヒナの輸入再開を認める。(2 国間の合意なしに輸出再開されない。)

